

六三 本會の綱領に反し、令と見たる然りと誠實とを欠くものは總會の考議に付て
除きしことが出来た

初四 存正身は毎月二十日の會費を定むるに
示す 本會は毎年二回總會を開き必要の場合には幹事は臨時總會を召集する

初六 總會は本會の一般方針と其他の重要事項を定め、幹事を選任し、次回
の總會開議地を定むる。

初七 總會の考議に基き、本會の業務に当る幹事は一人として定期總會の日に改選
する

初八 總會の考議は出席者の過半数の同意によつて成立する、但し規程の改
正及び令員の除きは三分の二の同意を必要とする。

・ 林田青と林田思想研究会創立に關する報告書

創立總會年月日 大正十一年八月二十五日 表紙事務所に在る

八月中旬、林田思想研究会雑誌の種々社員の同人が、林田事務所を訪問し

た事には別後して述べられたものである。が論議されたことのある。と
も二冊あると云ふ